

◆（岩下栄一君） 皆さんこんにちは。熊本市中央区選出・自由民主党の岩下栄一でございます。今回質問の機会をお与えいただいた議員各位に心から感謝を申し上げます。県議会、国会を含めて、都合 25～26 回の質問になりますけれども、いつも身の引き締まる思いがいたします。緊張感といいますか、この緊張感は持続して、議員の職にある限り緊張を持って仕事をしていきたいと、このように考えております。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、道州制について御質問いたします。

平成 16 年、第 28 次地方制度調査会は、道州制のあり方に関する答申を出し、道州制論議はにわかに活発化してまいりました。道州制は、究極の地方分権と言われますが、まさに、中央政府と地方政府の役割を明確に分離する、国家の統治機構の大改革であると思えます。

本県も、九州各県とともに、九州地域戦略会議の中で、九州府の構想や道州制の九州モデルなどを取りまとめ、今日に至っております。蒲島知事は、折に触れ、道州制導入と州都について言及され、道州制シンポジウムなどたびたび開催し、県民世論の喚起に努めてこられました。私も、知事の熱意に深く共鳴し、毎回出席させていただき、その思いを共有してきたつもりであります。

そもそも道州制論あるいは道州制的なものは、歴史的には大変古く、律令国家の五畿七道にさかのぼり、大和政権が日本を取りまとめ、その後の幾多の政治勢力も、中原に鹿を逐うというか、天下をとるという発想で、中央集権国家の時代から、効率的な政府運営の観点から、七道が効率的な地方行政上の区分として位置づけられてきました。現在の都道府県制は、明治 4 年、廃藩置県の際に 3 府 302 県となり、明治 22 年には現在の形になっております。

大正 14 年、加藤高明内閣で全国の知事の意見を聴取し、行政刷新に関する意見書において、道州制を導入するなどとの提言がなされております。昭和 2 年、田中義一内閣のもとで州庁設置案が出されたが、これが道州制構想と位置づけられていると思えます。

戦時下においては、戦時体制強化のため、広域行政体制が整備され、各地方には強力な権限を持つ地方統監部が設置されました。戦時体制という状況下で中央集権体制を支えるための広域行政組織であり、危機管理を考える上での参考になると思えます。

さて、戦後、ようやく地方自治制度のもとで道州制構想が論議されるようになり、昭和 32 年、地方制度の改革に関する答申で、府県制を廃止して、地方公共団体の性格と国家の性格をあわせ持つ国と市町村の中間団体が提言され、幾多の変遷を経て、冒頭の第 28 次の答申へと進んでいくのであります。

まあ、長い歴史があります。自由民主党も、その道州制推進本部を設置し、道州制の基本法の策定に入っております。

地方分権は、基礎的な国、道州、基礎自治体の役割の見直し、国の役割を限定し、地域に主権をという基本的な制度論の考え方ではありますが、政治や行政が身近になり、受益と

負担の関係が明確化となる、東京一極集中の是正によって多様性のある国土と生活の構築が前進する、道州の地域経営によって広域経済文化圏が確立される、国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立ができるなどがメリットとして挙げられます。マイナス面としては、国の調整機能が失われることで地域間格差が拡大する、住民との距離が広がり、住民自治に弊害が出るといった意見も挙げられます。

学者の見解として、道州制がもたらすものは、今以上の何物もない、あるいは総務省の役人たちの間には、現実性はほとんどないとの声もあり、また、地方行政学会等では、実現しないのではないかという見方もございます。世論の後押しがいま一步という感じがするのは私だけではありません。知事は、こうした状況をどのように捉えておられるのか。

さらに、そうした中で道州制の先にあるものは州都であり、熊本を州都にというスローガンは、政治的なスローガンとしては県民の関心を引きつけるものとして、私どもも、自民党として、県連として、このスローガンも同調させていただいております。

しかし、一方、この州都には、幻想だという声もございます。一極集中をもたすだけではないかと、州都とは誰のものかという議論もございます。

道州実現の暁には、すぐ州都になれるよう準備しておくという県民一人一人の主体的参加を県は呼びかけておられます。知事の思われる州都とは一体何か、州都論について、まずお尋ねをいたします。

◎知事（蒲島郁夫君） 道州制については、国、道州、市町村の役割分担や税財政制度、住民自治のあり方など、その実現に向けたさまざまな課題について議論が深まっておらず、いまだ世論の盛り上がりが見られないのが現状であります。

そうした中、現在、与党において、道州制の導入について具体的な検討を開始する、道州制基本法案の議論が行われています。

道州制の導入は、国の形を根本から変える大きな改革であり、その必要性も含め、国民的な議論を十分に行うことが不可欠であります。国における道州制の議論に地方としての考え方を反映させるため、具体的な議論を早急に開始する必要があると思っています。

私が、知事就任以来、州都を目指すと言い続けてきたのは、県民や九州の人たちの道州制への関心を高めることができると考えたからでもあります。

今後は、引き続き、道州制シンポジウムなどの取り組みを進めるとともに、県内の市町村や九州各県との意見交換を積極的に行い、道州制の課題や懸念について、地方の立場から議論を尽くしていきたいと考えています。

次に、州都についてお答えします。

私は、道州制のもとでの九州は、多極分散型発展を目指すべきだと考えています。九州の中央に位置する熊本は、その地理的特性を生かし、九州全体の発展に貢献していかなければなりません。

そういう意味で、州都とは、例えば、高速交通網が整備され、九州の主要都市と短時間

に行き来ができること、災害等の有事の際に九州全域を支援する能力が高いこと、歴史、文化が連綿と受け継がれ、九州を代表するような高い品格があることといったイメージであると思います。

このような州都を目指していく過程で、目標を達成する喜びを県民と共有しながら、より品格ある、活力ある県へとレベルアップすることができると考えています。

今後、県民の皆様と州都のイメージを共有し、ともに州都実現に向け歩んでいけるよう、州都議論への参加を促す動機づけやきっかけづくりを積極的に進めてまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。

幻想であるというような声を払拭して、ぜひこの州都が実現いたしますことを心から期待をしたいというふうに考えます。

道州制そのものですが、国にも地方にもよほどの強力なリーダーシップがなければ難しいのではないかなと。中央集権体制は、日本の歴史上、大和朝廷以来、ずっと続いております。こうした中央集権制度を払拭して、地方分権、しかも道州制というのは本当に国家的な改革でございますし、なかなか簡単にはいかないと、このように思っている次第です。知事の御健闘、また、私たちの協力もやぶさかじゃございません。

次に、再生可能エネルギーとしての地熱発電について質問いたします。

福島第一原発の事故は、放出される放射能の脅威により、国民に多大の不安を与え、原発の未来については見通しが立っておりません。

そもそも原子力は、被爆国としての原子力アレルギーの中、逆に、平和利用の名のもとに、我が国戦後復興のためのエネルギー革命の切り札として、原子力開発が官民挙げて行われ、世界に冠たる原発大国となったわけであります。そうした中、安全神話のもと、事故前には 54 基が稼働し、電力の約 30%を賅ってまいりました。

世界的に見ても、2012 年 1 月現在で、世界 30 カ国、427 基の原発が稼働しており、その合計出力は約 3 億 8,400 万キロワットで、世界的には依然原発が主流です。中国では、15 基の原子炉が稼働中で、2015 年までに計 41 基、4,000 万キロワット規模となる予定だと聞いています。PM2.5 で日本の空が汚染されておりますけれども、もし中国で原発の事故か何かあったら、これはもう大変なことで、迷惑なことでございます。

安倍総理は、施政方針で、安全確認された原発は再稼働すると明言し、原子力規制委員会のもとでの新たな安全文化をつくり上げる意欲を示されました。しかし私は、世論はなかなかそう納得しないんじゃないかなと、難しいのではないかなというふうに思います。九州電力の 4 基もやがて再稼働に踏み切るでしょうが、いずれにしても、時代は再生エネルギーの時代に入ってきたと考えております。

カタルーニャの国際賞の作家・村上春樹は、2002 年「海辺のカフカ」という作品、また「風の歌を聴け」という作品で、自然と調和するエネルギー源として、作家らしい感性で、早くも風力発電に言及しています。今から 20 数年前です。

本県では、総合エネルギー計画を国に先駆け策定し、再生エネルギーのトップランナーを表明しています。やがてはメタンハイドレート——きのう、海底 1,000 何百メートルからこのメタンの分離に成功しましたですね。100 年分あると言われていました。メタンハイドレートの開発やアメリカのシェールガスの登場で、エネルギーの未来は決して暗くはないと考えます。しかし、日本が独立と主権を維持し、国力を担保し、産業力を維持するためには、自前のエネルギー源がどうしても必要です。

私が特に有望なエネルギーだと考えているのは地熱です。我が国は、米国、インドネシアに次ぎ、世界 3 位の地熱資源量を持つ地熱大国であります。この豊富な資源を活用しない手はないと考えます。また、地熱発電は、太陽光や風力などによる不安定な発電とは異なり、安定していることが特徴的で、ベース電源として期待できます。幸いに、本県には地熱の資源が豊富に存在します。

そこで、本県では、地熱の活用に向け、どのように取り組んでおられるか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

◎商工観光労働部長（真崎伸一君） 地熱発電は、温室効果ガスの排出が少なく、季節、天候、昼夜を問わず、安定した発電量を得ることができ、発電後の熱も有効利用できるなど、その活用が大いに期待されております。

また、我が国は、世界第 3 位の資源量を誇りながら、法規制等により導入が進んでいませんでしたが、再生可能エネルギー固定買取制度の施行や、国立・国定公園内での開発規制が見直されたことなどを背景に、導入に追い風が吹いていると考えております。

本県は、火の国くまもととも言われるとおり、阿蘇地域を中心に、地熱、温泉熱の資源に恵まれています。現在地熱発電所は一つもありません。県では、昨年 8 月に、その資源を地域の産業振興等に活用することを目的とし、全国に先駆け、熊本県地熱・温泉熱研究会を設立いたしました。

この研究会には、国や県、地元町村、温泉組合、観光協会、住民代表、有識者、民間企業から 70 人を超える方が参加しており、これまで 3 回開催いたしております。本県では過去に地熱発電計画が頓挫した経緯もあり、研究会の共通認識として、開発ありきではなく、地域と連携しながら事業実施の有無を検討することを掲げ、相互理解に努めながら、地熱、温泉熱の活用を図っていくこととしております。

このような中で、小国町では、2 つの温泉事業者が、経済産業省助成事業の採択を受け、既存の泉源を活用した発電事業の可能性調査に着手しました。また、地域住民で合同会社を立ち上げ、地熱発電事業に向けた調査も進められるなど、地域の意識も高まってきております。

県といたしましても、本県の豊かな地熱・温泉熱資源の活用が地域の産業振興等の起爆剤となり、全国のモデル事例となるよう、具体化に向け、しっかり後押しをしてまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。

民間の事業者の動きについては、先般現地を視察して十分理解しております。水はウオーター、お湯は何ねという子供のなぞなぞが——湯は何だろう、ボイリング・ウオーターですけれども、湯はワイターと。わいた会か何かという民間の業者が、温泉熱を利用した事業を展開されている。

今考えますと、昭和 50 年代に、電源開発と県の企業局が、国のサンシャイン計画に準拠して、小国で地熱発電を計画したことがございますが、国立公園法の縛りやあるいは温泉組合の反対で一頓挫したと、今部長からもお話があったけれども、しかし、八丁原というのは大分県、九州電力の八丁原発電所は稼働をしているわけでございます。できないことはないんですね。やっぱり電源開発と企業局が取りかかった 30 何年前をもう一度思い起こして、商工観光労働部としては、より積極的にこの地熱開発に取り組んでほしいと、このように思っております。

次に、生活保護対策について御質問いたします。

日本国憲法の第 25 条は、国民の生存権を保障し、日本「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めており、これにより、生活保護法など多くの立法がなされてきました。

しかし、当初より、最低限度については議論があります。憲法 25 条そのものが憲法違反だという訴えがなされましたが、この定めは、結局、最低生活というのは主観的なもので、また、段階的に目的を達成するプログラム規定との最高裁の判断がなされています。

生活保護受給者は現在 214 万人で、国費 3.7 兆円が充てられております。本県でも、受給者は 1 万 8,760 世帯 2 万 5,615 人に上っております。保護率は、全国 1.68% に対し、熊本県は 1.41% であります。県全体の保護費は、23 年度で 386 億 4,000 万円であります。

生活保護は、生活扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助など万般にわたりますが、本県においても、生活扶助が 29%、医療扶助の 54% の割合が大きいのがわかります。

こうした増加傾向に対し、国においては、社会保障審議会特別部会で生活保護制度の見直しをまとめ、生活保護法の改正も予定されております。内容は、不正受給者対策の強化、医療扶助の適正化、就労自立の促進をうたっております。そして、自立へシフトするため、生活保護費を 3 年かけて約 740 億円減らす方針であります。

厚生労働省が示した例では、都市部の親子 4 人世帯、現在 22.2 万円が 2 万円減額、70 歳以上夫婦で 11 万 4,000 円が 6,000 円の減額、母子世帯 15 万円が 8,000 円の減額とされています。

これまで一般の低所得者より生活保護受給者の収入が高いとの指摘もあり、給付水準と消費実態のバランスがとれているかどうかは検討する必要があります。さらに、不正受給もふえており、国民感情にも配慮して、生活保護費の削減の方向性が出されていると考えます。時代に合った見直しは急務であり、方向性については、そのとおりでと思うのであります。

そこで、生活保護制度の見直しの中で、幾つかの点についてお尋ねいたします。

まず、国における生活保護制度見直しの中で大きな柱の一つとされている不正受給についてであります。

全国でも、就労収入を申告しなかった、通院費を不正に受給した、数カ所の病院から同じ薬を受給し販売したなどの悪質な事案が報道されております。3月11日に厚生労働省が発表したところによると、平成23年度で約173億円が不正受給となっており、看過できない問題であります。法改正のポイントは、地方自治体への調査権限の強化、返還金の加算の上乗せなどとなっております。県では、不正受給対策として、どのような取り組みをなされていくのか、お尋ねいたします。

次に、受給者の就労支援についてであります。これまで、ハローワークと福祉事務所が連携して就労支援を進めるなど、幾つかの対策が図られてきておることは承知しております。適正な法の実施のためには、今以上に受給者の就労を促進し、何がしかの収入を得て、生活保護から脱却していけるような有効な対策を実施することが重要と考えますが、県の考えはどうか。

3点目は、就学支援についてであります。

保護世帯主の4分の1は、みずから育った家庭も生活保護世帯であったという調査結果があります。貧困の連鎖を防ぐために、子供の成育にかかわる環境を整えることは社会の責務であると思います。この点について、県は、幸せ実感くまもと4カ年戦略の中で、貧困の連鎖を教育で断つと表明しておられますが、その具体的な対策はいかがか。

最後に、生活保護受給者と保護受給になる可能性がある困窮者を含めた生活困窮者対策についてお尋ねいたします。

二十歳から50歳までの働き盛りで無職の男女のうち、無職、未婚で2日間一人でいたなど社会と接点のない、いわゆる孤立無業者が、2011年の時点で全国に162万人いると研究者のグループが明らかにしました。また、進学も仕事も職探しもしない、いわゆるニートが63万人いるとされています。国は、カウンセリングや就職支援を行ってきているとのことですが、新たな問題としてその実態把握が浮かび上がっております。

このような、いわゆる生活困窮者は、原因は特定できませんけれども、自尊感情を失い、無気力となり、やがて生活保護予備軍になるわけであります。この人たちを社会とつなげる橋渡しができるよう対策が必要と思いますが、県ではどのように考えておられるか。

以上、健康福祉部長にお尋ねいたします。

◎健康福祉部長（林田直志君） まず、不正受給対策についてです。

これまで、ケースワーカーによる生活実態把握を初め、収入や課税状況の調査を行い、その未然防止に努めてまいりました。

不正受給は、制度への信頼を揺るがすものであり、今後は、就労状況や過去において不正に保護を受給していた者に対する調査権限の明確化、強化などの国の制度見直しに適切

に対応しながら、悪質な事案に対しては刑事告発を検討することも含め、厳正に対処してまいります。

次に、就労支援についてです。

現在は、受給者の能力や意欲に応じて求職活動を支援する自立支援プログラムなどの取り組みを行っております。平成 25 年度は、これに加え、就労にふなれな受給者が、就労体験やボランティアなどを通じ、就労に必要な能力や意欲を高める中間的就労等体験支援事業に取り組み、受給者の状況に応じた支援を行っていきたいと考えております。

次に、就学支援についてです。

生活保護世帯の子供を対象に、生活習慣と学習習慣の確立を支援する子どもの健全育成支援事業や、大学等へ進学する際の生活費を貸し付ける進学の夢応援資金貸付事業を行っております。このほか、今年度からは、ひとり親家庭の子供を対象に、地域の社会福祉施設や退職校長会などの協力を得て、学習の場を確保する地域の学習教室事業を実施しております。今後とも、これらの取り組みを通して、経済的に困窮している家庭の子供が安心して希望を持ちながら学習できるよう、支援してまいります。

最後に、生活困窮者対策についてです。

本年 1 月の社会保障審議会特別部会報告で、生活困窮者は、経済的な困窮だけでなく、心身の不調や知識、技能の欠落など多様な問題を抱え、社会的にも孤立しており、生活困窮者には包括的、個別的な支援が必要と指摘されております。

県といたしましては、平成 25 年度から、新たに、生活困窮者総合相談支援モデル事業に取り組みたいと考えております。これは、生活困窮者一人一人に対し支援員が寄り添う伴走型の支援を行うことにより、地域での安定した生活や就労に結びつけるものです。

このような取り組みを通して、生活保護制度の適正実施に努めるとともに、生活保護受給者や困窮者それぞれの事情に対応したきめ細かな支援を実施し、社会的・経済的自立に向けての取り組みをさらに進めてまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございました。

とにかく、部長、しっかりやりましょう。

今、もう終わったかもしれませんが、私は映画が大好きで、これは余計なことかもしれませんが、ビクトル・ユーゴーの「ジャン・バルジャン」が上映されておりました。19 世紀初頭のフランスの貧困な庶民生活の中で、その貧困からいろんな人が脱却しようと努力、もがいている、その中でジャン・バルジャンの活躍があるわけでありますけれども、やっぱり貧困というのは経験してみないとなかなかわかりません。そういう意味で、他者を思いやるこの社会を建設するときに、生活保護——しかし、それに甘えてはいけないんであって、自立を促す社会の仕組みでなければならないと、このように思います。

ついでと言ってもはなんだけれども、皆さんに 1 つ紹介しておきたい。林市蔵という人です。民生委員の父と言われています。この民生委員制度をつくった人ですね。この林市蔵

は、後に大阪府知事とかいろいろ内務省の役人になって偉くなるんですけども、大阪府で体験したことで、この民生委員制度というのをつくったわけです。だから、今民生委員の父と言われているんですけども、民生委員の皆さんは、とっても苦勞していろいろされております、社会から少しでもそういう貧困や差別をなくしていかなくちゃならないということ。

ところで、この林市蔵の娘さんの旦那というのが外務大臣の重光葵です。1946年9月、ミズーリ号上で降伏文書に調印した日本の外務大臣・重光葵、この人の業績を1つ覚えておかなくちや——今度、次回の議会で取り上げたい日本語教育でありますけれども、マッカーサーが、日本に対して、日本語をやめて英語にきなさいと、こう言ってきたんですね。このときに重光葵は、マッカーサーとやりとりして、ポツダム宣言違反だと、それは。日本語を守るために命をかけたんですね。今日、もし日本が英語になっていたらどうでしょうか。今、質問は英語でやっているかもしれませんが。日本語は、日本の文化でありますから、日本人の魂だから、それを守られたということで重光外務大臣には感謝をしなければならぬと、このように思います。

次に、アクション・アジアについてであります。

九州アジア観光アイランド総合特区についてお尋ねをいたします。

昨年、蒲島県政は、6月に、その基本指針となる幸せ実感くまもと4カ年戦略を策定されました。

そのような中に、本県を含む九州7県と福岡市・九州観光推進機構が共同申請を行っていた九州アジア観光アイランド総合特区が、特区の指定を受けたということであります。これは、アジアからの観光誘客を進めるため、外国人を観光案内する独自のガイドの養成を行うことや、規制緩和によって消費税の免税対象商品の拡大や空港、港以外での免税店の設置などを目指すというものであります。

総合特区制度といえば、地域の包括的、戦略的なチャレンジをオーダーメードで、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより、国が総合的に支援を行うという内容で、平成23年度よりスタートした制度であります。これまであった個別の規制の特例措置のみを対象とする構造改革特区を、いわばバージョンアップさせた制度であると理解しております。

総合特区制度のこれまでの指定状況を見ると、制度ができて以来、3次にわたる募集があっております。今回3次目、1次から3次までトータルで111件の申請があり、44件が指定され、率でいえば30%であります。

そのような中で、今回、本県を含む関係者で共同申請を行った九州アジア観光アイランド総合特区が指定を受けたことは、大変喜ばしいことであると思っております。

そこでお尋ねは、幸せ実感くまもと4カ年戦略の中では、アジアの中で存在感のあるくまもとの実現に向けて推進する戦略としてアクション・アジアが掲げられており、今回の指定申請も、アジアをターゲットとした誘客戦略の強化の一環であると理解しております。

今後、観光等に関する規制が緩和されると、本県の海外誘客や国際航空路線の振興にも弾みがつくと考えられますが、今回の指定が本県にどのようなメリットを与えるのか、また、今後それをどのように進めていくのか、商工観光労働部長と企画振興部長にお尋ねをいたします。

◎商工観光労働部長（真崎伸一君） 今回の総合特区は、観光アイランド・九州として、成長するアジアのマーケットから九州地域へより多くの外国人観光客を呼び込み、観光需要の喚起、消費の拡大を通じた地域経済の活性化を目指すものでございます。

九州には、現在、韓国や台湾など、東アジアから多くの観光客が訪れておりますが、韓国語、中国語の通訳ガイドの不足や利便性の向上が課題となっております。このため、特区ガイドの養成や、消費税免税対象商品の拡大と手続の簡素化に向けた規制緩和等の提案を行ったものです。

今回の提案が実現すれば、九州を訪問するアジアからの外国人観光客の増加に勢いがつくものと期待されます。中でも、九州の中央に位置し、魅力的な観光資源を多く有する本県としては、より多くの外国人観光客を呼び込むことができるものと考えております。

今回の指定は、特区実現に向けた第一歩であり、これから特例措置の制度化へ向けて関係省庁と協議を進めていくこととなります。

今後とも、九州観光推進機構及び九州各県等と連携を図りながら、特区実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

◎企画振興部長（錦織功政君） 特区指定が国際航空路線の振興に与える効果等についてお答え申し上げます。

現在、阿蘇くまもと空港における国際線の振興につきましては、新4カ年戦略に基づき、ソウル線の週5便化や新たな国際定期路線の開設などに積極的に取り組んでおります。協議を行っている航空会社からは、航空旅客拡大の方策として、ビザの要件緩和や県内における免税店の充実などについて御意見をいただいております。

九州アジア観光アイランド総合特区の提案項目が実現すれば、アジアから九州・熊本へ大勢の外国人の流れが期待できることから、県としても、これらの方策は、国際線拡充や国際航空旅客拡大のために、大変有効なものだと認識しております。

今後、こうした総合特区の動きと並行して、一層強力に国際線の振興に取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） アジアで熊本の存在感を高めると、こういう大きなスローガンがございます。

ところで、日本は、アジアなのか欧米なのかという問題提起がありまして、これは、京都大学の山室信一——熊本出身であります、教授が、ASEAN諸国で学生の世論調査を

実施したところ、日本はアジアの味方か欧米の味方かという問いに、ほとんどが欧米だと答えているんですね。明治開国以来、日本は欧米の制度を導入し、近代化を進めてまいりました。戦後はアメリカナイズと言われ、アメリカ大好き人間で今日までやってきて、ほとんど生活様式も欧米です。アジアの国々は、冷ややかに日本をそういう一面で見ている—憧れもありますけれども、一面冷ややかな視線もございます。だから、やっぱりアジアとしての自覚を高めて、熊本が中心的になって、この存在感を高めていったらいいかなというふうに思います。

航空路線についても、いろいろチャンスが到来したというふうなことでございますから、ぜひ、県執行部におかれましても、国際線拡充のために努力をされるようお願い申し上げます。

次に、アジアの国々との経済関係についてお尋ねします。

アジアの市場に打って出るという施策目標を掲げられておりますことは、アジアの急速な経済発展、著しい人口増加や日本との歴史、文化のかかわり、物理的近接性などを背景にして、時流にかなった施策であると期待し、応援しているところであります。

2013年九州白書の概要によると、これまで進出先として中国の占める比率が5割あったものが3割に減少し、生産やサービスの拠点を、ベトナムなど東南アジアやインドに設ける動きが相次いでいるということでもあります。

さらには、成長が著しいASEAN諸国を中心とする地域では、日本の1960年代と同様に、経済の高度成長にあわせ、中間層と呼ばれる家計所得150万円から300万円の消費生活を楽しむ余裕のできた所得層がふえて、2030年には、こうした中間層は、アジア諸国で、現在の2.5億人から8ないし9億人へと爆発的な増大を達成するという分析がございます。消費市場がアジア各国に拡大すると見込まれています。

本県には、こうした近接するアジア各国の中間層へ向けて販路を拡大するポテンシャルの高い農林水産物や加工食品などが数多くあります。今こそアジアの経済発展の動きを正確に捉え、本県が海外に誇れる県産品を、本県の特徴を最大限生かしながら、効果的に海外販路拡大を行うことは非常に大切なことであろうと確信しております。

さらに、県内企業の海外展開に際して、世界各国の企業がしのぎを削る厳しいビジネス環境のもと、商慣習が大きく異なり、戸惑いの中で海外展開をせざるを得ない県内企業へ、ぜひともきめ細かな支援を実施していただきたいと思います。

本県の海外経済交流戦略を進める上で、このようなアジア全域における時流を正確に把握し分析し、県内企業への効果的な支援へとつなぐことが大切であろうと思います。

商工観光労働部長に対して、こうした現在のアジアの動きへどのように効果的な対応をされていくのか、県としての方針を伺いたいと思います。

◎商工観光労働部長（真崎伸一君） 県では、成長するアジアの活力を取り込み、本県経済の発展へとつなぐために、県内企業が現地でビジネスを展開する上で直面する個別具体

的なリクエストに対応し、現地ニーズの調査や取引先候補の掘り起こし、商談の支援などに積極的に取り組んでいます。

このような取り組みを進めてきたことにより、ベトナムやシンガポールにおいて新たな取引が始まるなど、成果もあらわれてきております。

本県の特徴を最大限生かすという点からは、日本国内のみならず、海外でも圧倒的な人気を誇るくまモンを現地での物産展等へ同行させております。その結果、現地バイヤーや百貨店からの県産品やくまモンに対する引き合いが多数寄せられるなど、販路拡大への手応えを強く感じております。

今後も、引き続き、こうしたくまモンをフックとした県産品販路拡大への積極的な取り組みを行ってまいります。

また、県内企業へのきめ細やかな支援を行うため、A S E A N諸国やインドなど、将来ビジネス拡大が見込まれる地域に関する現地調査も行っております。今後、地域のビジネス環境に応じて適切な支援を行うため、現地アドバイザーを強化配置していくこととしております。

今後とも、ビジネスアドバイザーや本県と連携協定を締結しているアジア法務サポートセンター等プロフェッショナルの知恵も活用しながら、企業の特性や現地ニーズに応じたきめ細やかな支援体制の充実強化に努めてまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。

厳しい経済環境の中、アジアの市場は大変大きな期待が持てるのではないかというふうに思います。東南アジア、A S E A N諸国等がターゲットになりますが、民間のいろんな友好団体がございますね。ベトナム協会とか——大西先生と私は、ベトナム協会に入って活動しておりますけれども、それから、東南アジアじゃないけれども、南アジア・スリランカ、スリランカとの友好関係がいろいろ年々蓄積されております。九州スリランカ友好協会の会長をさしておりましたけれども、日本を好きな国々、日本はヨーロッパだなんて言わずに、日本が好きな国々は多いんですね。そういう国を大切にしなきゃいけないと。スリランカは、ジャヤワルダナ大統領という人が、サンフランシスコ講和会議の席で、日本は悪くないと、日本の立場を擁護して、憎しみは何も生まない、愛こそが物を生むと言って日本を擁護し、戦後補償を放棄したんですね。そういう国もございます、アジアにはですね。そういう国を大事にしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思わせていただいております。

次に、知の集積と科学立国と、ちょっと大上段に構えましたけれども、科学立国についてお尋ねをいたします。

科学技術創造立国は、我が国の国是であり、狭隘な国土、少資源はもとより、人口減、財政難で競争力が低迷しており、生き残る道は、科学技術力を強化し、国力の源泉としなければならないと思います。しかも、世界に冠たる原子力技術も一頓挫し、先行き暗いと

言わざるを得ない。山中伸弥氏の快挙は、医療、創薬の分野など、日本はおろか、世界にも光明をもたらした快挙であるというふうに考えます。

安倍政権は、科学技術基本法、科学技術基本計画を前提に、平成 24 年度当初予算額、科学技術関係予算は 3 兆 6,000 億円、うち、科学技術振興費に 1 兆 2,900 億円、平成 25 年度には 4 兆 1,000 億円、科学技術振興費は 1 兆 3,800 億円を計上し、その指導力が示されており、意を強くするところであります。

ところが、日本は基礎研究に弱く、欧米の基礎科学へのただ乗りを批判されており、他国の教育成果を利用、応用した技術力が多く、技術大国であるけれども、実は科学小国という見方もございます。基礎研究費は科学研究費の 14% しかなく、今後基礎研究に力を入れていく必要があると考えます。

こうした中で、文科省は、科学の地方への新展開を示し、独創的な基礎科学、先端科学研究を拡散する地方への科学研究の拠点づくりをうたっています。

本県は、歴史に培われた教育、文化の土壌の上に、民間の研究機関の蓄積や大学のネットワークなど、力強く多くございますし、科学の地方拠点としての基礎と受け皿、ポテンシャルを十分有していると考えるのであります。

知事は、4 カ年戦略の中で、百年の計として、知の集積として、ポスドクの誘致や研究機関部門と大学院の誘致を掲げておられます。

そこで、この知の集積とは具体的に何か、人をどのように集めていくのか、受け皿はあるのか、知事にお尋ねをいたします。

引き続いて、次の理科教育も質問させていただきます。――副議長、済みません。

次に、関連して、理科教育について。

科学立国の前提は人材であります。現実にも今、青少年の科学離れ、理科離れが言われています。OECD や国際教育到達度評価学会の調査でも、国際的に子供たちの理科の水準が落ちております。

国は、理科教育振興法で理科教育の重要性をうたっております。また、教育白書は、科学技術の土台となる理科教育の充実を図ることは喫緊の課題である、さらに、白書は、理科好きな子供の裾野の拡大として、外部人材による体験的な学習機会、理科教育を担う教員の指導力向上、先導的な理科教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールの充実、国際科学技術コンテストなどの支援を挙げております。文科省のやる気も見えてまいりました。

そこで、本県では、スーパーサイエンスハイスクールについて、どのような取り組みが行われているか、教育長にお尋ねいたします。

次に申し上げておきたいのは、科学のブラックボックス化であります。これは、科学技術の高度化あるいは日常的な使いやすさの追求の結果、その背景にある知識や研究者の活動の経過や努力が逆に見えにくくなるという現象で、今日を生きる青少年がいかに簡単にハイテクを駆使できるけれども、それは常に受け身なのであって、逆に能動的な探究心

や創造力、あるいは科学的感性といったものが喪失していくという状況であり、一種の退化とすることができると思います。私どもは、余り機器に頼り過ぎますと、物忘れしたり、脳が劣化しますけれども、そういう現象が子供たちに広がっているのではないかと。

ノーベル化学賞の古い受賞者・福井謙一氏は、少年の日、チョウやトンボを追いかけた体験が、やがて長じてノーベル賞をとる力となった、文学を論じ、スポーツもできるといった間口の広い人間こそが、やがて先端科学でも活躍できるのではないかと語っています。山中教授も同様です。多くの業績をなし遂げた科学者は、少年期において、むしろ、機械いじりではなくて、天体の動きに感動し、山野を駆けめぐり、魚や鳥、昆虫を追いかけた体験がその出発点であったとされています。ひとえに科学は、単なる知識の集積や技術力でなく、自然に触れることで生命の神秘を思い、自然や生命を慈しむ気持ち、豊かな自然環境に思いをはせるなど、夢や感動、自由な発想、すなわち科学的感性の所産であると言えると思います。

宇宙飛行士の宇宙からの授業やメッセージが、どれだけ少年少女の夢をかき立てたか、こうした感動が青少年の健全育成に寄与し、やがては国と地球の未来に大きな貢献をなしていくのではないかと。

科学する目、科学的感性を培うため、どのように取り組まれるか、教育長にお尋ねいたします。

◎知事（蒲島郁夫君） 私は、将来の熊本に何を残していくべきかという大きな視点から、マニフェストに、百年の礎を築くという方向性を掲げました。

その実現に向けた戦略の1つが、熊本アカデミズムであります。多くの大学が立地し、生命科学や半導体などの分野の企業や技術が集積するポテンシャルを生かし、さらなる知の集積を図りたいと考え、現在、積極的に取り組みを展開しています。

その一つとして、次世代の本県産業を牽引する分野においては、産学官の連携による研究、開発や企業の研究開発部門の誘致などを重点的に進めています。

その結果、本県に立地するソニーセミコンダクタや本田技研工業などの研究開発部門が拡充されました。さらに、今年度は、新たに2件の研究開発部門の進出が決定するなど、これまで以上の成果が出ています。

また、知の集積の受け皿の一つとなる高等教育機関については、本年4月からの高等教育コンソーシアム熊本の法人化に当たり、本県も正会員として参画します。そして、国内外から優秀な学生を集めるための事業展開を支援していきます。

さらに、大学院の誘致については、昨年7月に慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科と国立水俣病総合研究センターとの間で研究連携協定が締結されるなど、取り組みが進んでおります。

加えて、知の結集のシンボルとして招聘した熊本県立大学理事長の五百旗頭真氏に、くまもと未来会議の委員や熊本時習館の塾長などに就任していただき、さまざまな場面で貴

重な御意見をいただいております。

こうした取り組みを通じて、県内の大学、企業において、日本や世界に先駆けた研究や開発が活発に行われ、あるいは国内外から多くの学生が集まり、グローバルな人材が育成されるなど、知の拠点として日本をリードする熊本をつくってまいります。

◎教育長（田崎龍一君） スーパーサイエンスハイスクール事業は、将来の国際的な科学技術系人材を育成するために、先進的な理数系教育を行う高等学校等を指定し、理数教育に係るカリキュラム開発などを行う事業です。現在全国で 178 校が指定されており、本県では、平成 15 年度から県立第二高校が、平成 23 年度から県立熊本北高校が指定を受けています。また、平成 25 年度からは、新たに県立宇土高校も指定を受けることが内定しております。指定校では、地元の大学等と連携した授業や課題研究に取り組んだり、国が定める学習指導要領の教科の枠を超えた科学英語や科学家庭などといった融合科目の開発を行ったりしています。

県教育委員会としては、その成果を広く他の高校に普及する取り組みを進めてまいります。

次に、科学する目、科学的感性を培う取り組みについてです。

県教育委員会では、理科の授業において、具体的な体験を通した理解が得られるよう、観察、実験の充実に向けた取り組みを推進しており、各小中学校では、天体観測や地層、植物の観察等の野外での学習が行われております。

また、東京大学と連携し、科学技術研究への興味を高め、日本の将来を担う理工系技術者の育成を目指すため、県内の高校生を東京大学へ派遣する事業も行っております。

さらに、児童生徒が日常生活におけるさまざまな体験を通して、みずから問題を見出し、その解決に向けて取り組んだ研究を表彰する科学展を開催するなど、科学に対する興味、関心を高め、科学的に探求する能力の向上に向けて取り組んでおります。

今後、科学好きな生徒が集い、競い合う場として、現在、高校生を対象に実施している科学の甲子園をさらに充実するとともに、中学生にも広げて開催するなど、児童生徒が知的好奇心や探究心を持って自然に親しみ、科学的な見方や考え方を養うことができるよう、理科教育の充実に努めてまいります。

◆（岩下栄一君） 本県、知の集積ということは大変未来に期待が持てるわけでございます。知事のいろんな人脈を駆使して、多くの人たちを呼び込んでいただきますようお願いいたします。

まだ熊本の科学も捨てたもんじゃないですよ。がんですね、がんの特効薬といいますかね、がん細胞を攻撃するリポソームというんですか、の開発を崇城大学の上岡教授が開発されました。やがてがんは克服されるというふうに思います。

次に、理科教育ですけれども、どこかの生命保険会社の調査で、将来何になりたいかと

いう調査に、最近、博士とか教授とかいう項目がふえておりますね。昔は、サッカー選手、野球選手、女の子は、お花屋さん、料理屋さん。ところが、今、博士とか研究者というのが子供たちのなりたい仕事でふえているんですね。これはいい傾向だと思う。やっぱり山中伸弥さんやいろんな人たちが活躍されて、見事な成果が人々のために役に立っているということを、子供たちは感動的に見ているんだなというふうに思いました。

次に、文化振興です。

豊かな自然に恵まれ、自然との共生の中に日本民族の長い歴史があり、その中で培われた感性、高い精神性は、日本人の文化そのものを形成し、諸外国の羨望と尊敬を勝ち得てきました。

だからこそ、フランスの外交官・ポール・クロードル、ゴッホの奥さんの兄さんですかね、ミッドウエー海戦に敗れ、敗色濃い日本を惜しみ、世界で唯一生き残ってほしい民族がいるとすれば、それは日本民族だと、その文化の高貴さのゆえにとまで言わしめたのであります。

そこで、改めて、本県の文化振興について、1点御質問いたします。

4カ年戦略の中で百年の礎を担うとき、くまもとの歴史、文化を磨き上げるとあります。特に、加藤、細川、松井の歴史遺産は多く、これこそ本県の最大のポテンシャルではないのか。知事時代に細川さんは、まさに最後に残るものは文化しかないと語っております。

特に、加藤、細川両家が保護、発展させた能楽は、熊本の特筆すべき文化だと思います。グローバル化の中で文化の多様性が言われ、能楽、歌舞伎、文楽など伝統芸能を世界に発信していくことは我が国の責任であり、特に、600年の歴史を持つ精神性の高さ、幽玄の美学、凝縮された前衛的表現により、世界文化遺産にも能楽は登録されております。

特に、熊本県には、観世、金春、宝生、喜多の4流派がそれぞれに活動されており、すぐれた能楽師が熊本の能楽を支えているのであります。そうした中で、後継者不足、会場確保の困難さ、演能条件の悪さが言われており、能楽堂の建設が長く言われてきたのであります。

そこで、平成10年、県として基本構想を策定しましたが、財政難もあり、沙汰やみになっております。

しかし今、細川、加藤の遺産を言い、文化による県民の幸福度向上を言うならば、高まる能楽への関心に応え、今こそ能楽堂建設へ一歩踏み出すべきではないか。芸術は場を選ぶと言われます。能楽堂があればこそ県民の多くが能や古典芸能に触れることができる、この効果は青少年の健全育成、豊かな感性を養う、また、高齢社会を踏まえ、生涯学習の拠点として、また熊本の文化を世界に発信していく国際文化交流を高めることにもなります。文化こそ最大のインフラです。

そこで、能楽堂建設をぜひ進めてほしい。よろしくお願いいたします。

◎企画振興部長（錦織功政君） 能楽堂については、これまで、県内での能楽公演の状況

や他県の能楽堂の調査等、検討を行ってまいりましたが、多額の建設費に見合う利用者数が見通せないことなどもあり、具体的な計画には至っておりません。

現在、県では、能楽団体の活動支援や能楽の公演、体験教室などを行っております。今後とも、このような取り組みを通じて、能楽の普及を支援してまいります。

◆（岩下栄一君） これで私の質問を終わります。

大変拙い質問でありますけれども、長時間おつき合いいただきまして大変ありがとうございました。また、執行部におかれましても、ぜひ一つ一つ丹念に努力をして、よりよき熊本をつくり上げてください。よろしく願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）